

地震防災対策用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法44、68の19、旧措法44、68の19）

事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()
地震防災対策用資産の区分	1	44条第1項 68条の19第1項 旧44条第1項表2号 旧68条の19第1項表2号	44条第1項 68条の19第1項 旧44条第1項表2号 旧68条の19第1項表2号
(機械・装置の耐用年数表の番号) 地震防災対策用資産の種類等	2	()	()
地震防災対策用資産の名称	3		
設置等した工場、事業所等の名称	4		
同 上 の 所 在 地	5		
取 得 等 年 月 日	6	平 ・ ・	平 ・ ・
事業の用に供した年月日	7	平 ・ ・	平 ・ ・
購 入 先	8		
取 得 価 額	9	円	円
特 別 償 却 率	10	$\frac{10 \text{又は} 20}{100}$	$\frac{10 \text{又は} 20}{100}$
特 別 償 却 限 度 額 (9) × (10)	11	円	円
償 却 ・ 準 備 金 方 式 の 区 分	12	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金
適 用 要 件	44条第1項 旧44条第1項表2号 該当	地震防災対策強化地域 東南海・南海地震防災対策 推進地域 日本海溝・千島海溝周辺海 溝型地震防災対策推進地域	地震防災対策強化地域 東南海・南海地震防災対策 推進地域 日本海溝・千島海溝周辺海 溝型地震防災対策推進地域
	指定告示名、告示番号、 該 当 号 等	14	
	耐震改修についての 所管行政庁の指示の有無	15	有 ・ 無
	耐震改修の計画の 認 定 年 月 日	16	平 ・ ・
	そ の 他 参 考 と な る 事 項 等	17	

特別償却の付表（九） 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（九）の記載の仕方

1 この付表（九）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条《地震防災対策用資産の特別償却》若しくは平成22年改正前の租税特別措置法（以下「平成22年旧措置法」といいます。）第44条《地震防災対策用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の19《地震防災対策用資産の特別償却》若しくは平成22年旧措置法第68条の19《地震防災対策用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、地震防災対策用資産の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した地震防災対策用資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「地震防災対策用資産の区分1」には、措置法第44条第1項若しくは第68条の19第1項又は平成22年旧措置法第44条第1項の表の第2号若しくは第68条の19第1項の表の第2号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

3 「地震防災対策用資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、地震防災対策用資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その地震防災対策用資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

4 「地震防災対策用資産の名称3」には、地震防災対策用資産に該当する資産の名称を記載します。

5 「設置等した工場、事業所等の名称4」には、地震防災対策用資産の設置若しくは工事をした工場、事業所、店舗等又は耐震改修の工事をした特定建築物の名称を記載します。

6 「同上の所在地5」には、地震防災対策用資産の所在地を記載します。

7 「取得価額9」には、地震防災対策用資産の取得価額を記載します。

ただし、その地震防災対策用資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

8 「特別償却率10」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 地震防災対策用資産が措置法第44条第1項（又は第68条の19第1項）に該当する場合 … 「20」

(2) 平成22年3月31日以前に取得等をした地震防災対策用資産が平成22年旧措置法第44条第1項の表の第2号（又は第68条の19第1項の表の第2号）に該当する場合 … 「10」

9 「償却・準備金方式の区分12」は、その地震防災対策用資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

10 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「地震防災対策用資産の所在する地域13」には、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第28条の4第2項各号のいずれの規定に該当するかの区分に応じ、該当地域を○で囲みます。

(2) 「指定告示名、告示番号、該当号等14」には、地震防災対策用資産について、措置法令第28条の4第3項の規定の適用を受ける場合には、その指定告示名、告示番号及び該当号等を、例えば「平21内閣府告示第12号」、「第1号イ」のように記載します。

(3) 「耐震改修についての所管行政庁の指示の有無15」には、特定建築物の耐震改修につき所管行政庁の指示を受けているかどうかの有無を記載します。

(4) 「耐震改修の計画の認定年月日16」には、建築物の耐震改修の促進に関する法律第10条に規定する計画の認定を受けた年月日を記載します。

(5) 「その他参考となる事項17」には、その資産が地震防災対策用資産に該当する旨等参考となる事項を記載してください。